

\ 無料の付帯サービス /

メディカルリリーフ プラス



plus Baton (プラスバトン)

- チャットによる健康相談
- セカンドオピニオン手配のWeb申込み機能 等

■ メディカルソムリエ [対象：被保険者]

• セカンドオピニオン手配サービス

この治療でよいか、他に治療はないか。納得の治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。専門医との面談手配のほか、お住まいや病状等の理由で外出が難しい場合は専門医とのオンライン面談あるいは電話相談の手配も可能です。

• 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

■ メディカルほっとコール24 [対象：被保険者とそのご家族]

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関して、医師・看護師等に24時間・年中無休で電話相談できます。

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封したチラシをご覧ください。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

(🌐マークの資料は、事前にマニユライフ生命ホームページで閲覧できます。)

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)🌐 [ご契約のしおり/約款](#)🌐 [設計書](#)

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

[法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと](#)

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。


くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

 マニユライフ生命コールセンター
0120-063-730

受付時間9:00~17:00(土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

家族を支える安心を、外貨で備える。
マニユライフ生命のこだわり外貨終身

こだわり外貨終身



タバコを吸わない方の
保険料率があります！



商品パンフレット



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

為替レートの変動などにより、損失が生じる場合があります。



1S2205003-001(3)

この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

 **Manulife**
マニユライフ生命



家族を支える安心を、 外貨で備える。

万一の不安や大きな病気に
一生涯備えられる「こだわり外貨終身」。

すべての資産を日本円だけで保有するのではなく、
外国通貨と“併せ持つ”ことで、
資産価値の安定にもつながります。

あなたの大切な家族のために、
この保険で今から準備しませんか？



万一に
備える

あなたに万一のことがあったとき、一生涯の死亡・高度障害保障があります。のこされた家族が安心して生活するための、終身保険のベーシックな機能です。

大きな病気にも
備える

「こだわり外貨終身」ならではのオススメ機能。
特定疾病保険料払込免除特約^①を付加すると、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当したとき、それ以降の保険料の払込みが不要に。さらに、解約返戻金^②は払込不要となった保険料相当額が上乗せされ、保険料の払込免除時に増加！解約返戻金は治療費への充当、生活費の補填等に活用できます。

資産分散して
備える

米ドル・豪ドルといった値動き・金利の異なる資産に分散して投資すれば、リスクが分散され、資産価値の安定性アップが期待できます。

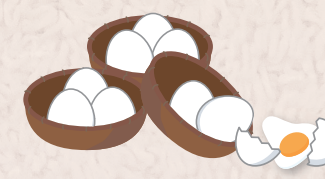
Column 「資産づくり」のキホン

カゴが1つだと・・・



カゴを落としたら
ほとんどの卵が割れてしまう

カゴが複数だと・・・



落としたカゴの卵は割れるが、
他のカゴの卵は無事

“卵は1つのカゴに盛るな”とは、昔からよくいわれる資産運用の格言です。
資産を値動き・金利の異なるいくつかの資産に分けて運用すると、リスクが分散。
資産全体の価値の安定が図れます。

この冊子の構成

| | |
|---------------------|------|
| しくみ | P.3 |
| 3つの「備える」しくみ | |
| こだわり..... | P.9 |
| この保険の「こだわり」 | |
| おトクな保険料 | P.13 |
| タバコを吸わない方のための割安な保険料 | |

| | |
|---------------------|------|
| 継続サポート | P.14 |
| 3つのサポート機能 | |
| 活用のしかた | P.15 |
| ライフプランにあわせた活用例 | |
| 各種取扱い | P.17 |
| 保険金の支払事由や、クーリング・オフ等 | |

| | |
|---------------------|------|
| リスク・費用 | P.21 |
| 為替のリスクや、この保険にかかる費用 | |
| Q&A..... | P.23 |
| この保険特有の質問をピックアップ | |
| 用語説明 | P.25 |
| この保険特有の用語や、難しい用語の説明 | |



巻末に説明がある本文中の用語には、このマークを付けています。

この保険のしくみと活用方法をシンプルな動画でわかりやすく解説！

動画でわかりやすく



しくみ：1 万に備える



「米ドル」または「豪ドル」で死亡・高度障害保障を確保します。
保障は一生にわたって続きます。

1：円で毎月払込み

契約時に「米ドル」または「豪ドル」の契約通貨を選択します。
契約通貨建てで一定額になる金額を毎月「円」で払込みいただきます。

円建て毎月払込み金額 **毎月変動** → 契約通貨建ての保険料 **毎月一定**

2：外貨で運用

契約通貨建ての保険料を積立金①として運用します。
※保険料・積立金から、保険関係費②を差し引きます。

契約通貨 **米ドル** または **豪ドル**

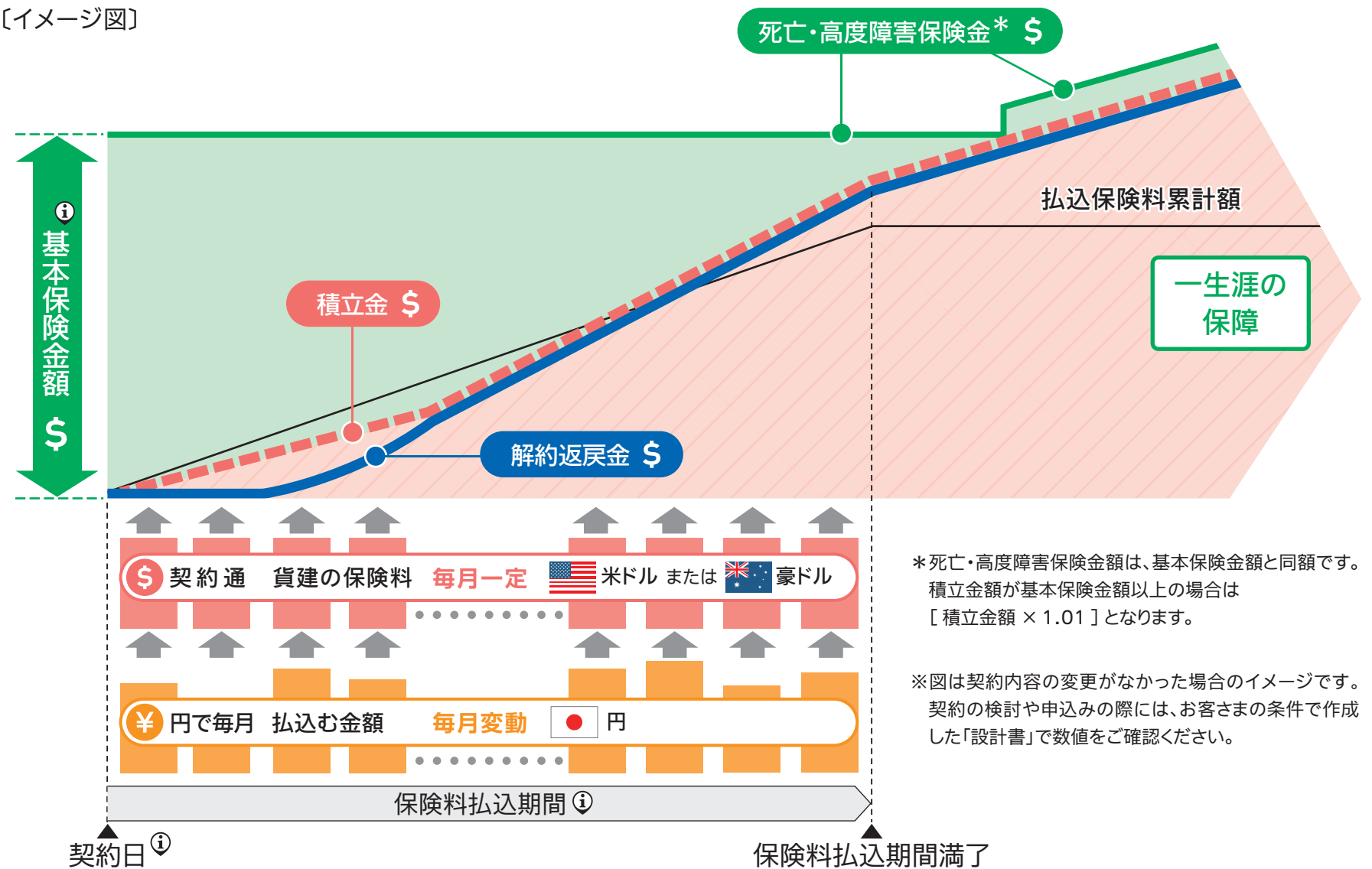
3：契約後の活用

保険金や解約返戻金をさまざまな形で活用できます。

- 家族にのこす** 保障は一生にわたって続きますので、のこされた家族の生活資金や相続対策等に活用できます。
- 自分につかう**
 - 急な出費の補填として、解約返戻金を受取れます。
 - 年金にして、公的年金の上乗せ等に活用できます。

→参照 くわしくはP.15をご覧ください。

〔イメージ図〕



- **リスクのある商品です。**
この保険は外貨で運用します。そのため、為替相場①の変動によるリスクがあり、損失が生じるおそれがあります。
- **費用がかかります。**
契約の締結・維持、死亡保障等に必要な費用や、外貨の取扱いによる費用、10年以内に解約したときに差し引かれる解約控除等があります。

→参照 くわしくはP.21をご覧ください。



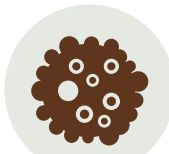
特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、特定疾病で所定の状態に該当したとき、それ以降の保険料の払込みが不要となります。

その時点で解約返戻金が増加するので、治療費への充当などに活用できます。

1：保険料の払込み不要

保険料払込期間中にガン等の特定疾病で所定の状態に該当した場合、以後の保険料の払込みが不要となります。

対象となる特定疾病



悪性新生物
(ガン)



急性
心筋梗塞



脳卒中

2：解約返戻金の活用

払込不要となった将来の保険料相当額が上乗せされ、保険料の払込免除時に解約返戻金が増加します。

この場合、契約日から10年以内であっても解約返戻金を受取る際に解約控除はかかりません。

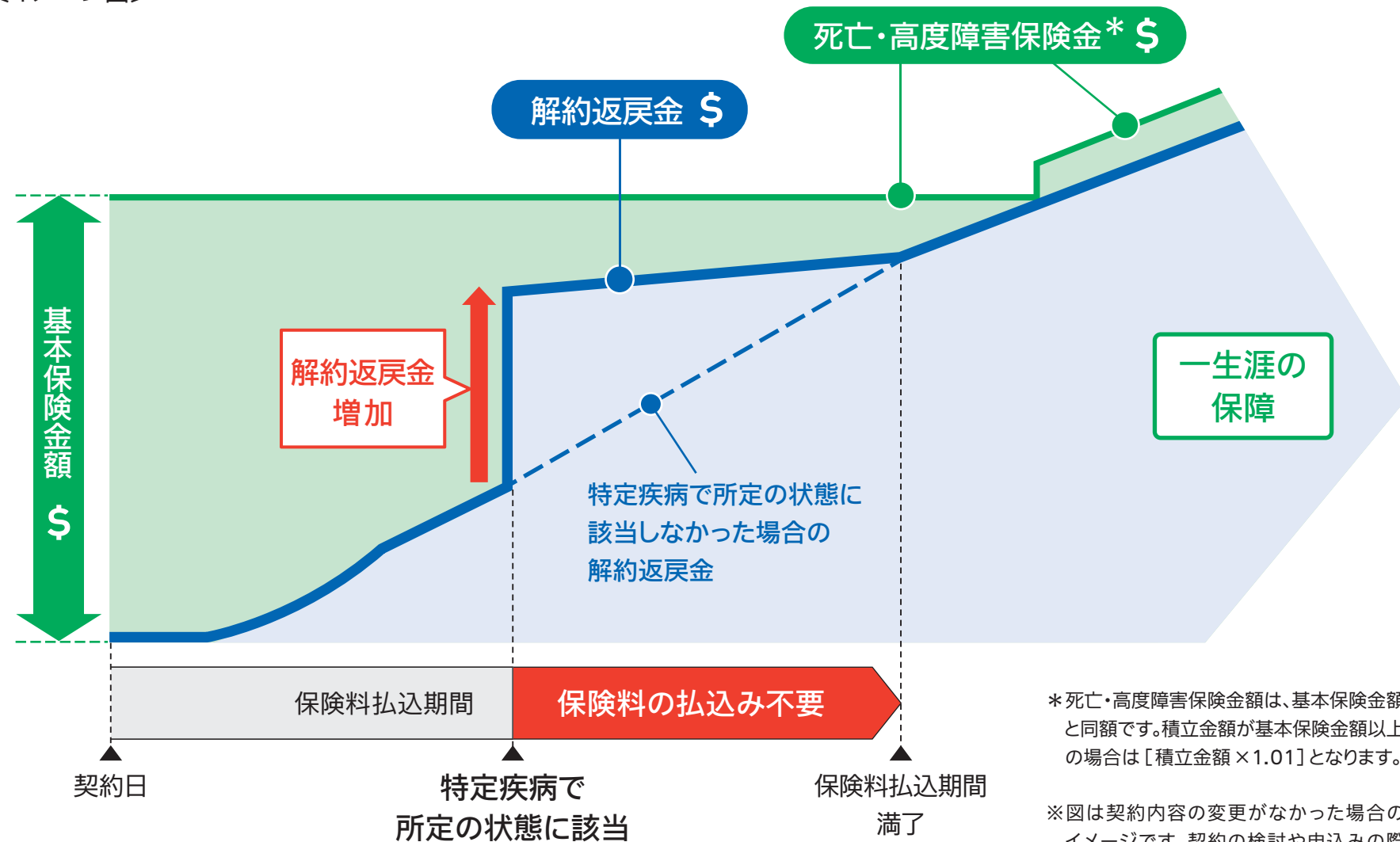


解約返戻金を
治療費や療養生活の
サポートに活用！

- 契約者貸付制度を利用して、契約を有効に継続しながら解約返戻金の9割の範囲内で必要な資金を借りられます。
- 解約や減額をして解約返戻金を受取り、治療費への充当、生活費の補填等に活用できます。

→参照 くわしくはP.11をご覧ください。

〔イメージ図〕



*死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額です。積立金額が基本保険金額以上の場合は「積立金額×1.01」となります。

※図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。契約の検討や申込みの際には、お客さまの条件で作成した「設計書」で数値をご確認ください。



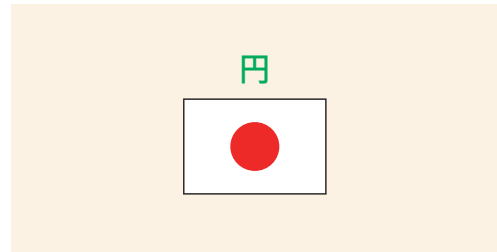
- 特定疾病保険料払込免除特約は、特定疾病となった場合に給付金等を支払う特約ではありません。
- 解約した場合、契約は消滅します。

しくみ：3 外貨で備える



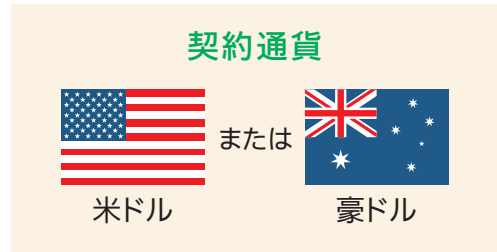
この保険の運用は外貨(契約通貨)で行います。
為替相場の変動により、円で払込む金額や、円で受取る金額が変わります。

■ 払込む通貨



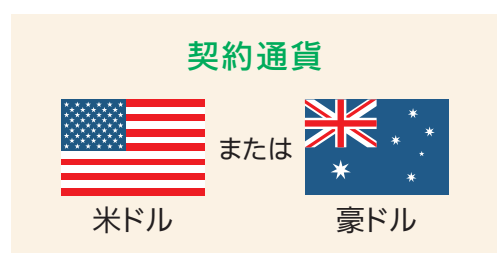
- 「円入金特約」があらかじめ付加され、払込みは「円」での取扱いとなります。
- 円で払込む金額は、為替相場の動きに応じて毎月変動します。

■ 運用する通貨

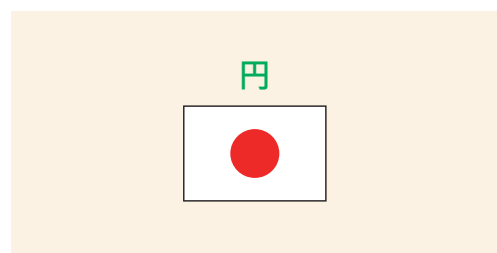


- 契約通貨は「米ドル」または「豪ドル」のいずれかとなります。
- 契約通貨建の保険料を積立金として運用します。
※保険料・積立金から、保険関係費を差し引きます。

■ 受取る通貨



- 死亡・高度障害保険金や解約返戻金等は、契約通貨でお支払いします。



- 「円支払特約 E 型」を付加すれば、円で受取れます。
- 円で受取る場合、為替相場の影響を受けるため、換算日によって受取る保険金額等が変動します。

※円に換算する際には、マニユライフ生命所定の為替レート^①を適用します。

Column

保険料を払ったり、保険金等を受取ったりするとき、円や外貨に換えた金額はどうなるの？

通貨の価値は、為替相場の変動に応じて常に増減しています。そのため、この保険で保険料を払うとき、保険金等を円で受取るときは、為替相場の影響で金額が変動します。

■ 保険料を払うとき（円で払込む）

〔例〕月払保険料100米ドルのとき、円換算後の保険料はこうようになります。



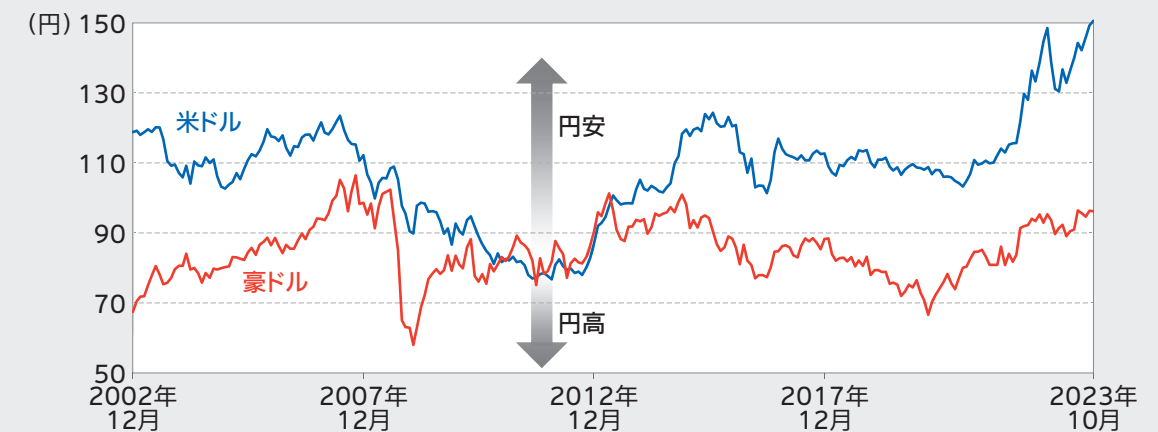
■ 保険金等を受取るとき（契約通貨から円に換えて受取る）

〔例〕死亡保険金額10万米ドルのとき、円換算後の死亡保険金額はこうようになります。



※為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。為替手数料は考慮していません。

〔参考〕為替相場の推移（2002年12月末～2023年10月末）

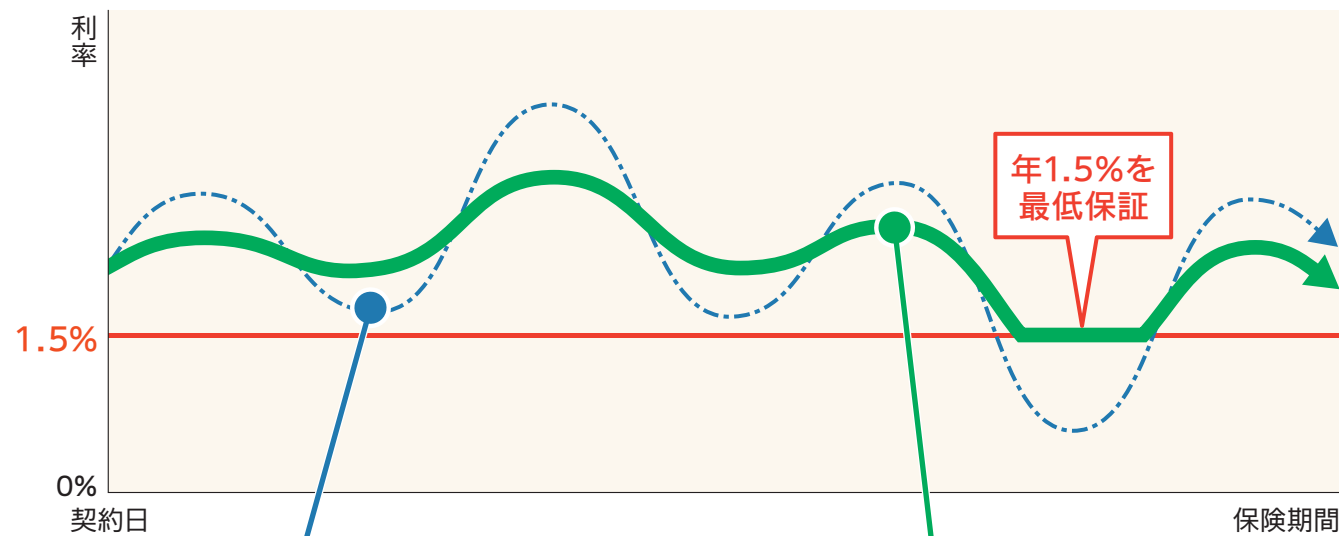


〔出典〕Bloombergのデータに基づき作成

こだわり: 1 安定

積立金は、契約通貨(米ドルまたは豪ドル)に応じた積立利率^①で運用します。
 積立利率は固定ではなく、毎月更改します。
 世の中の金利変動に対して、積立利率はゆるやかに連動します。

[積立利率の推移イメージ]



基準積立利率

積立利率を計算する際に基準となる利率です。
 市場金利^①に基づき、マニライフ生命が毎月1回設定します。

積立利率

積立利率は、マニライフ生命が設定する基準積立利率に基づき、原則として毎月1回(1日)更改します。
 契約に適用する積立利率は、契約日以降の月ごとの基準積立利率を平均した率です。
 積立利率には、年1.5%の最低保証があります。

※図はイメージです。将来の各利率の推移を保証・予測するものではありません。
 ※基準積立利率・積立利率は、マニライフ生命ホームページおよびコールセンターで確認できます。



保険料の全額が基準積立利率・積立利率で運用されるものではありません。
 保険料・積立金から、保険関係費を差し引き運用します。
 そのため、基準積立利率および積立利率は、実質的な利回りではありません。

■ 積立利率の設定例 (契約日が8/1の場合)

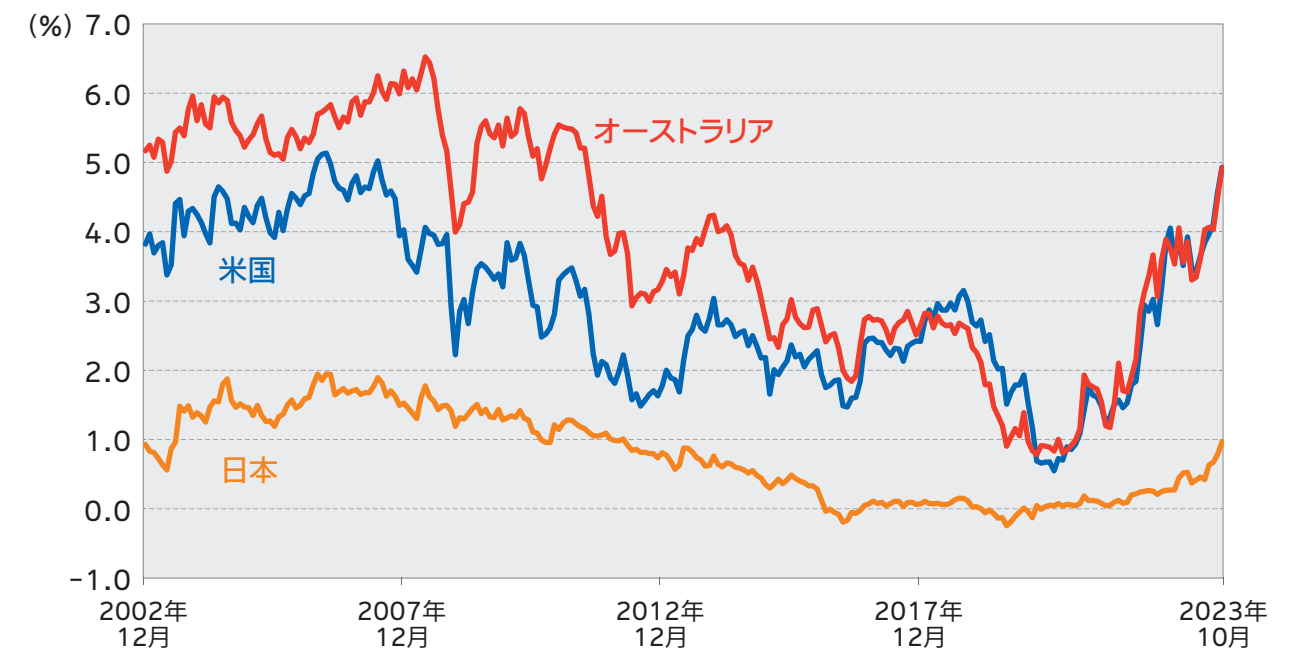
| 基準積立利率 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------|---------|-----------------|---------------------|-------------------------|
| | 2.00% | 2.50% | 3.00% | 3.00% |
| | | 8月・9月の基準積立利率を平均 | 8月・9月・10月の基準積立利率を平均 | 8月・9月・10月・11月の基準積立利率を平均 |
| 積立利率 | 8月の積立利率 | 9月の積立利率 | 10月の積立利率 | 11月の積立利率 |
| | 2.00% | 2.25% | 2.50% | 2.63% |

※積立利率：小数第3位を四捨五入
 ※契約日から120ヵ月超となった場合、積立利率は当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。

■ 参考：10年国債利回りの推移 (2002年12月末～2023年10月末)

日本、米国、オーストラリアの10年国債利回りの推移を表示しています。

※将来の金利の推移を保証するものではありません。



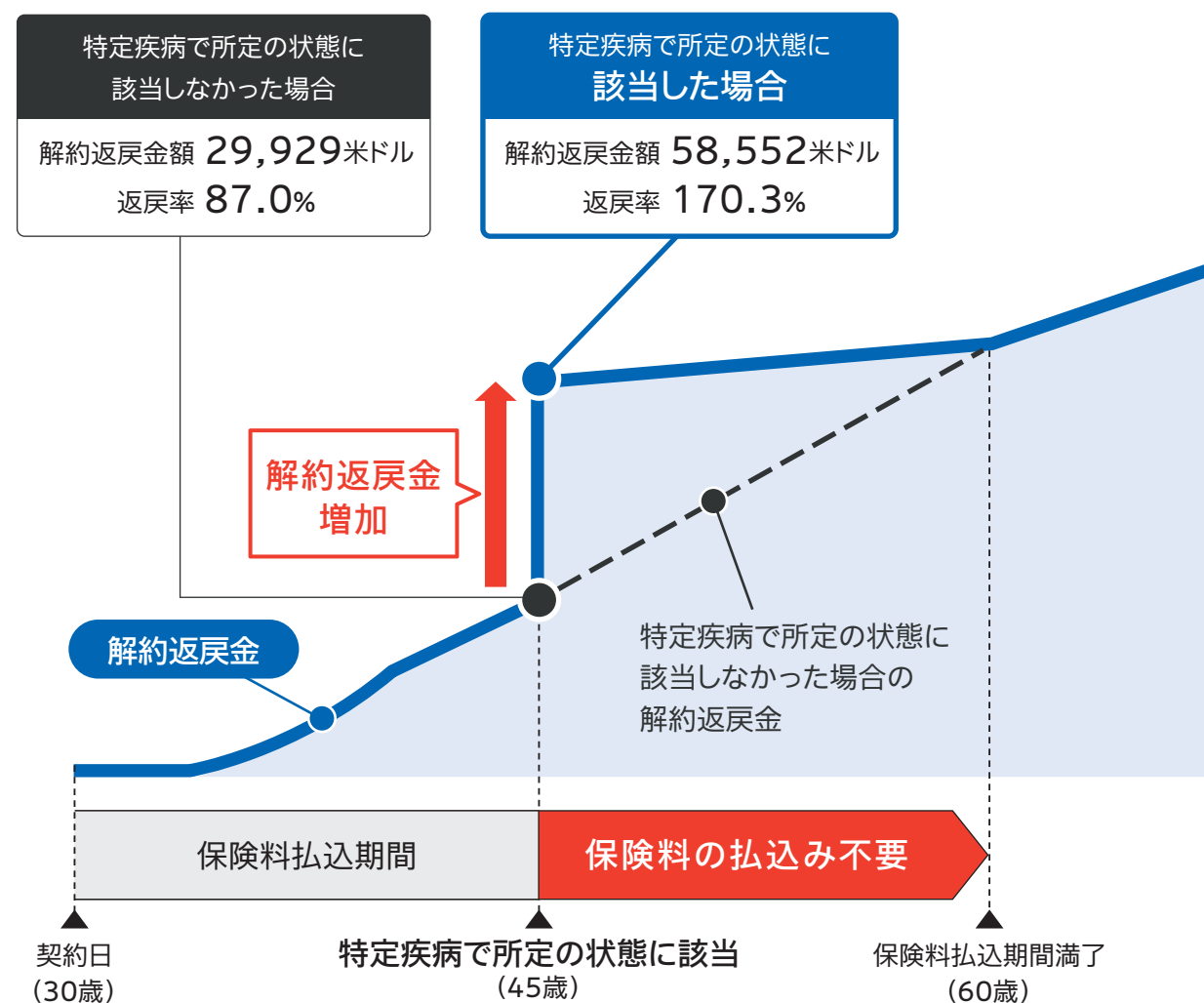
[出典] Bloombergのデータに基づき作成

特定疾病保険料払込免除特約を付加すると、特定疾病で所定の状態に該当したとき、それ以降の保険料の払込みが不要となります。

その時点で解約返戻金が増加するので、治療費への充当などに活用できます。




■解約返戻金額・返戻率の例（30歳で契約し、15年経過した場合）

- 性別／男性 ●契約通貨／米ドル ●基本保険金額／100,000米ドル
- 保険期間／終身 ●保険料払込期間／60歳満了 ●保険料払込方法／口振扱月払
- 特定疾病保険料払込免除特約／あり ●保険料率／非喫煙者保険料率
- 月払保険料／191米ドル ●払込保険料累計額／34,380米ドル




※保険期間中、契約内容の変更がなく、積立利率が最低保証積立利率(年1.5%)で一定に推移したと仮定
 ※解約返戻金：1米ドル未満を切捨て、返戻率：小数第2位を切捨て
 ※返戻率 = 解約返戻金額 / 払込保険料累計額

■対象となる特定疾病

| 特定疾病 | 払込免除となる場合 |
|--|--|
|  悪性新生物(ガン) | ガン責任開始日* ¹ 以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき |
|  急性心筋梗塞 | 次の①②の両方に該当した場合 ① 特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病したとき ② ①で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態* ² が継続したと医師によって診断されたとき |
|  脳卒中 | 次の①②の両方に該当した場合 ① 特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病したとき ② ①で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき |

*1 「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。
 *2 軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。



- ガン責任開始日の前日以前にガンにかかったと診断確定されていた場合は、保険料の払込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6ヵ月以内に契約者からお申出があったときは、この特約は無効となります。
- 上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは、保険料の払込免除の対象となりません。

おトクな保険料



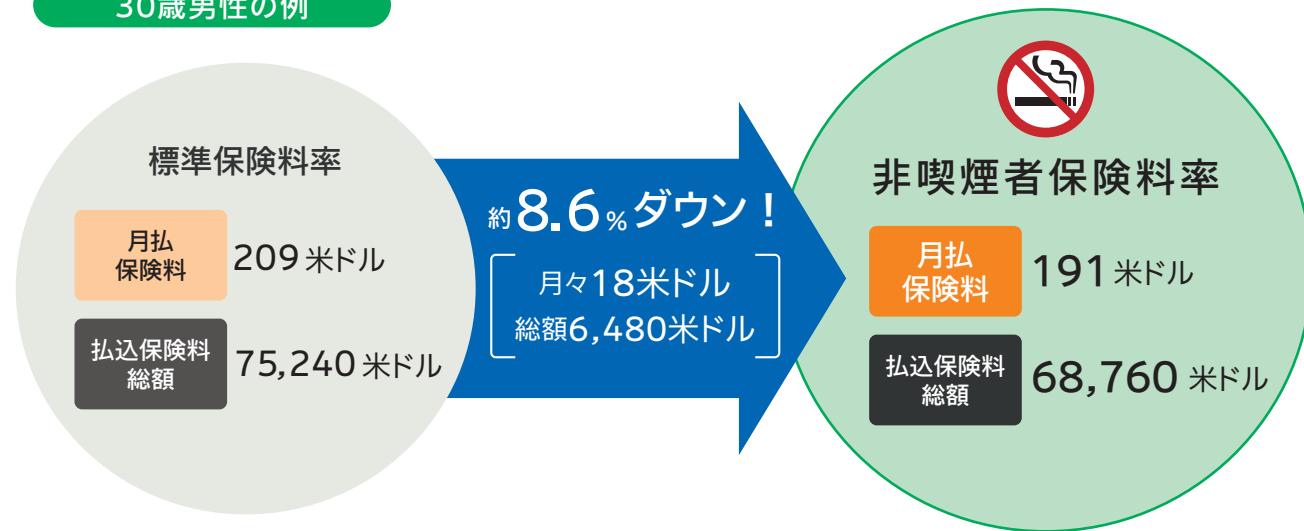
タバコを吸わない方は非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)が適用され、保険料が割安になります。

- 非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないこと等が適用の条件です。
- 喫煙歴は、告知に加えてマニユライフ生命所定の検査を実施します。
- 検査結果等により、非喫煙者保険料率での契約をお引受けできない場合、標準保険料率となります。

■ 保険料の比較

- 契約通貨/米ドル ● 保険料払込期間/30年 ● 基本保険金額/100,000米ドル
- 保険期間/終身 ● 保険料払込方法/口振扱月払 ● 特定疾病保険料払込免除特約/あり

30歳男性の例



男女別・契約年齢別の例

| | 契約年齢 | 標準保険料率 | | 非喫煙者保険料率 | |
|----|------|--------|-----------|----------|-----------|
| | | 月払保険料 | 払込保険料総額 | 月払保険料 | 払込保険料総額 |
| 男性 | 20歳 | 179米ドル | 64,440米ドル | 163米ドル | 58,680米ドル |
| | 30歳 | 209米ドル | 75,240米ドル | 191米ドル | 68,760米ドル |
| | 40歳 | 266米ドル | 95,760米ドル | 239米ドル | 86,040米ドル |
| 女性 | 20歳 | 174米ドル | 62,640米ドル | 158米ドル | 56,880米ドル |
| | 30歳 | 210米ドル | 75,600米ドル | 190米ドル | 68,400米ドル |
| | 40歳 | 259米ドル | 93,240米ドル | 232米ドル | 83,520米ドル |

継続サポート

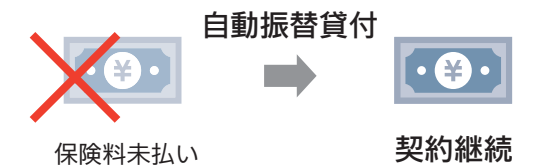


保険料の払込みを長い間続けられるか不安、という方のために、できるだけご契約を継続できるようサポートする機能があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき

■ 自動振替貸付

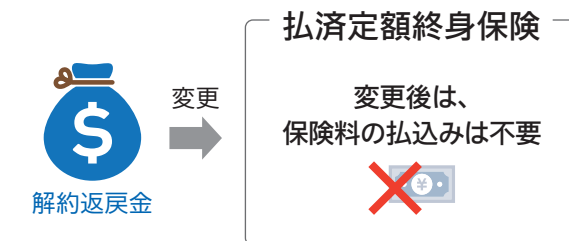
- 払込猶予期間が過ぎても保険料の払込みがない場合に、マニユライフ生命が自動的に保険料を立替える制度です。自動振替貸付は解約返戻金の範囲内で取扱います。
 - 自動振替貸付が適用されると契約は有効に継続します。
- ※貸付金にはマニユライフ生命所定の利率で利息がかかります。



払込みを止めて契約を有効に続けたいとき

■ 払済定額終身保険への変更

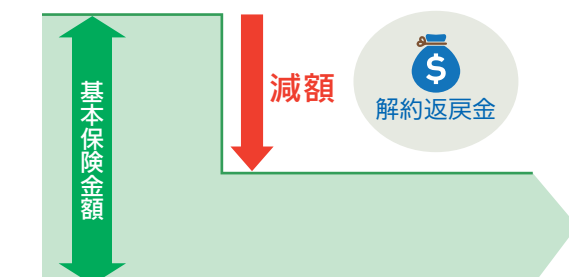
- 変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の定額終身保険に変更します。
- 変更後は、保険料の払込みが不要となります。
- 一般的に、死亡保険金額は元の契約より小さくなりますが、保障は一生続きます。



保険料の負担を軽くしたいとき

■ 基本保険金額の減額

- 基本保険金額を減額することによって、毎月払込む保険料が少なくなります。
- 減額すると、解約返戻金を受取れます。

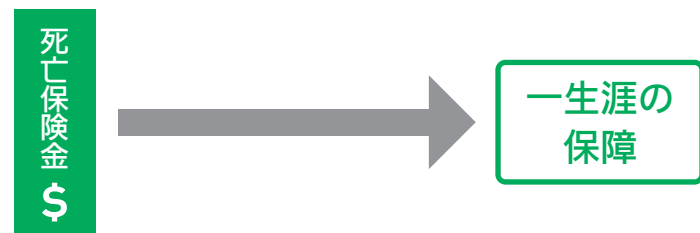


活用のしかた

ライフプランにあわせて、保険金や解約返戻金をさまざまな形式で受取れます。万一に備えて家族にのこしたり、ご自身の治療費への充当や老後の資金に活用できます。

家族にのこす

■ 保障を確保する



- 大切な家族のために一生涯の死亡保障を確保できます。万一の場合は、契約通貨建の死亡保険金をお支払いします。
- 「円支払特約E型」を付加すると、円で受取れます。

活用例
受取人を指定し、相続対策に

■ 死亡保険金を年金で受取る

[無配当年金特約・円支払特約E型を付加]



- 契約通貨建の死亡保険金を年金基金に充当します。
- 年金基金を円に換算して年金をお支払いします。契約通貨建の年金のお支払いは取り扱いません。
- 年金種類は確定年金です。年金額は、年金支払開始時点の基礎率④等に基づき計算されます。

活用例
ご遺族の生活費に

自分でつかう

■ 将来の死亡保障にかえて、積立金を年金で受取る

[無配当年金支払移行特約・円支払特約E型を付加]



- 保険料払込期間満了後に、将来の死亡保障の全部または一部を年金支払に移行できます。
- 移行する部分の積立金を年金原資に充当し円に換算して年金をお支払いします。契約通貨建の年金のお支払いは取り扱いません。
- 年金種類は確定年金です。年金額は、年金支払開始時点の基礎率等に基づき計算されます。

活用例
一部は死亡保障のまま継続し、一部を公的年金の上乗せに

■ 解約返戻金を受取る



- 契約を解約して契約通貨建(米ドルまたは豪ドル)の解約返戻金を受取れます。「円支払特約E型」を付加すると、円で受取れます。
- 解約した場合、以後の保障はなくなります。
- 基本保険金額を減額して、解約返戻金の一部受取もできます。この場合、減額部分は解約したものとして取り扱います。その際、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

活用例
治療費への充当や療養生活のサポート等、急な出費に

各種取扱い



■ 保険金の支払事由

| 保険金 | 支払事由 | 受取人 |
|---------|-------------------------------|----------|
| 死亡保険金 | 被保険者が責任開始期以後に死亡したとき | 死亡保険金受取人 |
| 高度障害保険金 | 被保険者が責任開始期以後に所定の高度障害状態に該当したとき | 被保険者* |

*契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者とします。
 ※保険金をお支払いした場合、契約は消滅します。

■ 保険期間

終身

■ 保険料払込期間、契約年齢範囲

| 保険料払込期間 | 特定疾病保険料払込免除特約／なし | | 特定疾病保険料払込免除特約／あり | |
|---------|------------------|----------|------------------|----------|
| | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 |
| | 契約年齢(満年齢) | | 契約年齢(満年齢) | |
| 10年 | 0～80歳 | 20～80歳 | 16～60歳 | 20～60歳 |
| 20年 | 0～70歳 | 20～70歳 | 16～50歳 | 20～50歳 |
| 30年 | 0～60歳 | 20～60歳 | 16～40歳 | 20～40歳 |
| 55歳満了 | 0～45歳 | 20～45歳 | 16～45歳 | 20～45歳 |
| 60歳満了 | 0～50歳 | 20～50歳 | 16～50歳 | 20～50歳 |
| 65歳満了 | 0～55歳 | 20～55歳 | 16～55歳 | 20～55歳 |
| 70歳満了 | 0～60歳 | 20～60歳 | 16～60歳 | 20～60歳 |
| 80歳満了 | 0～70歳 | 20～70歳 | | |
| 90歳満了 | 0～80歳 | 20～80歳 | | 取り扱いなし |

■ 最低保険料

30米ドル / 30豪ドル

■ 基本保険金額

- 最低額 : 20,000米ドル / 20,000豪ドル
- 最高額 : 7億円相当
※マニュアル生命の保険商品の加入状況により異なります。
- 単位 : 1,000米ドル / 1,000豪ドル

■ 保険料払込方法

- 回数 : 月払
- 経路 : 口座振替扱、クレジットカード扱
※法人契約は、クレジットカード払の取扱いはできません。

■ 一括払

次のとおり保険料をまとめて払込めます。
 最初に迎える払込期月の前月末日の為替レートで、円に換算した金額を払込みいただきます。
 毎月の契約応当日ごとに、1ヵ月分ずつ充当します。

| 種類 | 払込年月数 | 生命保険料控除の対象額 |
|----------------|---------|----------------|
| 登録制一括払(6ヵ月単位) | 6ヵ月分ずつ | その年に払込期日を迎えた金額 |
| 登録制一括払(12ヵ月単位) | 12ヵ月分ずつ | |

Column 一括払のとき、生命保険料控除の対象額は？

一括払の場合、その年に払込期日を迎えた金額が、その年の生命保険料控除の対象になります。たとえば、4/1が契約日になる登録制一括払(12ヵ月単位)を選んだとき、4月～12月の金額だけが、その年の控除対象になります。

[例] 登録制一括払(12ヵ月単位)を選んだとき(契約日が4/1の場合)

! 一括払でまとめて払込みいただいた保険料は、必ずしも全額がその年の生命保険料控除の対象となるわけではありません。

次のページへ続く ➡

各種取扱い



■ 解約

契約を解約して解約返戻金を受取れます。

解約返戻金は、原則、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。



- 解約した場合、契約は消滅します。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約控除の影響により契約日から最長3年間は、解約返戻金がまったくない場合があります。

■ 主な特約

| 特約 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 米ドル特約C型 豪ドル特約C型 [必須付加] | 付加したいいずれかの特約の通貨を契約通貨として取扱います。 |
| 円入金特約 [必須付加] | 保険料を円で払込みいただきます。 |
| 円支払特約E型 | 死亡保険金、解約返戻金等を円で受取れます。 |
| 特定疾病保険料払込免除特約 | 特定疾病で所定の状態になったとき、その後の保険料の払込みが免除となります。 |
| 無配当年金特約 | 死亡保険金を確定年金として円で受取れます*。 確定年金は5年・10年から選択します。 |
| 無配当年金支払移行特約 | 将来の死亡保障にかえて、確定年金として円で受取れます*。 確定年金は4年・5年・6年・10年から選択します。 |
| 指定代理請求特約 | 被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。 |
| リビング・ニーズ特約 | 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受取れます。 |

*「円支払特約E型」を付加します。

■ 保険料の払込免除

特定疾病保険料払込免除特約の有無にかかわらず、被保険者が次の保険料の払込免除事由に該当した場合、以後の保険料はいただきません。

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 保険料の 払込免除事由 | 不慮の事故により 180日以内に所定の身体障害状態に該当したとき |
|----------------|-------------------------------------|

※解約返戻金額は保険料の払込免除がなかった場合と同様に推移します。

■ クーリング・オフ

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
この場合、払込みいただいた金額をお返しします。

クーリング・オフ期間

- 次の①②のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内
- ① 申込日
 - ② 第1回保険料相当額の払込日*
- *クレジットカードを利用する場合、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日

※マニユライフ生命が指定する医師による診査後や、契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

■ 契約者配当金

配当金はありません。

リスク・費用



リスク

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。

お支払い時点の為替相場で円に換えた保険金額等が、**円で払込んだ保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**



Column 為替相場の変動によるリスクとは？

次の例のように、元の資金10万円を米ドルに換え、再度円に戻すと、為替の影響により受取る金額が異なります。

円安のときに円に戻すと受取額は12万円となり、元の資金よりも増えます。

しかし、円高のときに円に戻すと受取額は8万円となり、元の資金10万円より少なくなります。

為替相場の状況により円に戻したり、また、外貨のまま据え置いて為替相場の回復を待つことで、このようなリスクに対応できます。

[例]

※為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。為替手数料は考慮していません。

費用

| 項目 | 内容 | 金額 | 方法 |
|--------|--|---|-----------------|
| 保険関係費 | 契約の締結・維持、死亡保障等に必要な費用 | 契約年齢・性別等によって異なるため、一律に記載できません。 | 保険料・積立金から控除 |
| 解約控除*1 | 契約日から10年以内に次の内容を行った場合にかかる費用 ●解約 ●減額 ●払済定額終身保険への変更 | 経過年月数・保険料払込期間等によって異なるため、一律に記載できません。 | 解約、減額部分の積立金から控除 |
| 為替手数料 | ●円入金特約を付加して、保険料等を円で払込みいただく費用 | 50銭 〔為替レート〕 TTM ⓘ + 50銭 | 両替時の為替レートに含んで控除 |
| | ●円支払特約E型を付加して、保険金等を円で支払う際にかかる費用 ●無配当年金特約を付加して、年金基金を円に換える際にかかる費用*2 ●無配当年金支払移行特約を付加して、積立金を円に換える際にかかる費用*2 | 米ドル：1銭 豪ドル：3銭 〔為替レート〕 米ドル：TTM - 1銭 豪ドル：TTM - 3銭 | |
| 年金管理費 | 年金支払期間中の年金支払の管理にかかる費用 | 責任準備金額 ⓘ × 0.4% | 年金支払日に責任準備金から控除 |

*1 次の場合、解約控除のご負担はありません。
・特定疾病保険料払込免除特約により、保険料の払込みが免除となった後の解約および減額時
・払済定額終身保険への変更後の解約および減額時

*2 「円支払特約E型」を付加します。

※保険金等を外貨で受取る際、金融機関によってはリフティングチャージ ⓘ 等の手数料をご負担いただく場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。



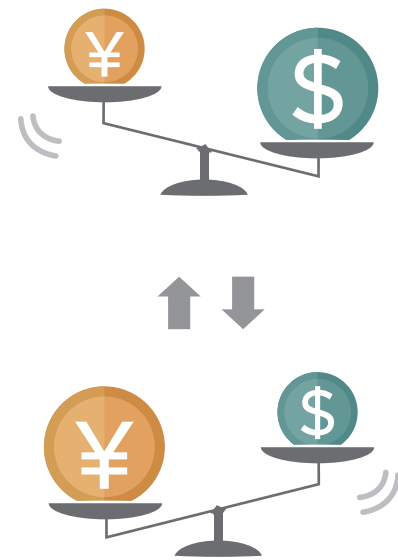
Q 円建ではなく、外貨建の保険を選ぶ理由は何ですか？

A 円建資産と外貨建資産の価値は、為替相場の変動に応じて常に増減しています。

たとえば、為替相場が円安に振れたとき円建資産の実質的な価値は減少しますが、外貨建資産の価格は逆に上昇します。また、その逆もあります。

つまり、円と外貨はシーソーのような関係です。

円建資産と外貨建資産の両方を持つことで、**為替相場の変動から資産全体の価値を守る効果が期待**できます。



動画でわかりやすく
外貨建保険のギモンを
スッキリ解決!!
「なぜ?ナニ?ガイカ」

Q 大きな病気になったため、この保険を解約し解約返戻金を治療費に充当しました。解約返戻金の税金の取扱いはどうなりますか？

A 解約や減額により受取った解約返戻金は、**所得税(一時所得) + 住民税**の対象となります。

※税務上の取扱いは、2023年11月現在の内容であり、今後、変更となる場合があります。
個別の税務等の詳細は税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

Q 大きな病気になった場合、治療費等がかかり保険が続けられるか心配です。保険を解約せずに資金を確保する何か良い方法はありますか？

A はい、あります。契約者貸付制度が利用できます。

この制度を利用すると、**契約を継続しながら、解約返戻金の9割の範囲内で必要な資金を借りられます。**

特定疾病保険料払込免除特約を付加し、ガン等の**大きな病気**で**所定の状態に該当した場合は、解約返戻金が増加**します。そのため、**より多くの資金を借りられます。**

※貸付金にはマニュアル生命所定の利率で利息がかかります。

Q 積立利率によって、契約通貨建の解約返戻金はどれくらい違いますか？

A 契約年齢や保険期間等条件によって推移は変わります。

たとえば、P.11と同じ条件での積立利率別の解約返戻金と返戻率の推移は、次のとおりです。

〔解約返戻金・返戻率の推移例〕

| 積立利率 | 経過年数 | | | | | |
|-------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 30年 (60歳のとき) | | 35年 (65歳のとき) | | 40年 (70歳のとき) | |
| | 解約返戻金 | 返戻率 | 解約返戻金 | 返戻率 | 解約返戻金 | 返戻率 |
| 年1.5% | 70,394米ドル | 102.3% | 74,831米ドル | 108.8% | 79,259米ドル | 115.2% |
| 年2.5% | 82,471米ドル | 119.9% | 92,554米ドル | 134.6% | 104,080米ドル | 151.3% |
| 年3.0% | 89,439米ドル | 130.0% | 103,069米ドル | 149.8% | 118,841米ドル | 172.8% |

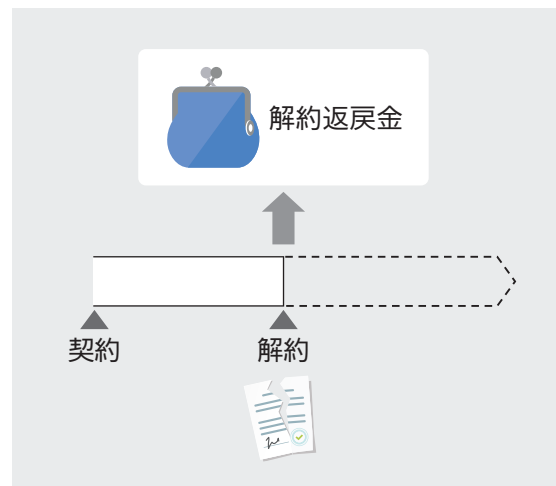
※保険期間中、契約内容の変更がなく、積立利率が一定に推移したと仮定
※解約返戻金：1米ドル未満を切捨て、返戻率：小数第2位を切捨て
※返戻率 = 解約返戻金額 / 払込保険料累計額(68,760米ドル)

用語説明

(五十音順に掲載)

かいやくへんれいきん ■ 解約返戻金

解約したときに、契約者に払い戻すお金のことです。



かわせれーと(かわせそうば) ■ 為替レート(為替相場)

ある国の通貨を他の国の通貨に交換するときの取引価格のことです。

その国の経済情勢の変化や個別のニュース等に反応して日々変動しています。

きそりつ ■ 基礎率

年金支払開始後、契約に適用する運用利回り*等のことです。

*運用利回りは、実質的な利回りではありません。

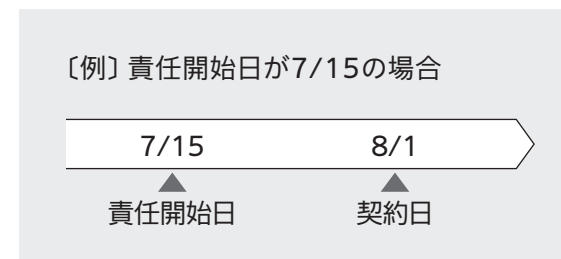
きほんほけんきんがく ■ 基本保険金額

死亡・高度障害保険金額として契約時に定める金額のことです。

ただし、契約後に減額した場合は、減額後の金額となります。

けいやくび ■ 契約日

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。この保険では、責任開始日(契約の保障が開始する日)の属する月の、翌月1日が契約日となります。



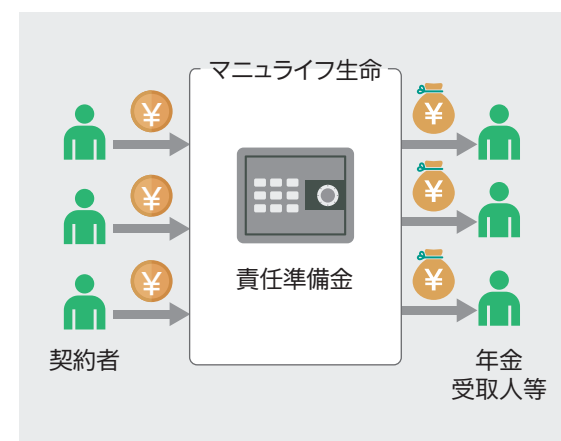
しじょうきんり ■ 市場金利

金融機関同士でのお金の取引に適用される、標準的な金利です。

景気や物価等の動きにより変動します。

せきにんじゅんびきん(がく) ■ 責任準備金(額)

将来の年金等をお支払いするために、運用収益等を財源として積み立てているお金です。



つみたてきん(がく) ■ 積立金(額)

将来の死亡保険金・年金等をお支払いするために保険料の中から積み立てたお金です。

つみたてりつ ■ 積立利率

死亡保険金・年金等のために、積み立てているお金に適用する金利です。

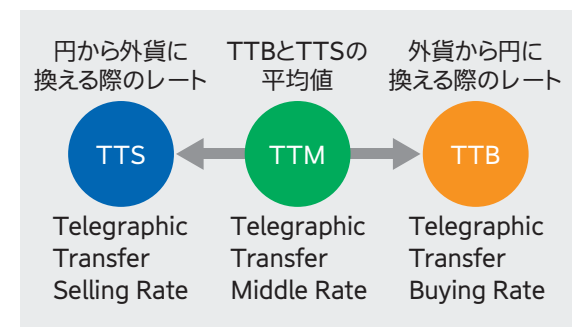
基準積立利率に基づき、原則として毎月1回(1日)更改します。

適用する積立利率は、契約日以降の月ごとの基準積立利率を平均した率です。

ていーていーえむ ■ TTM

「Telegraphic Transfer Middle Rate」の略で「対顧客電信売買相場の仲値」のことです。

TTMは、TTBとTTSの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のレートになっています。



とくていしつぺいほけんりょうほらいこみめんじょとくやく ■ 特定疾病保険料払込免除特約

正式名称は「特定疾病保険料払込免除特約(17)」です。

本商品パンフレットでは、「特定疾病保険料払込免除特約」と読み替えています。

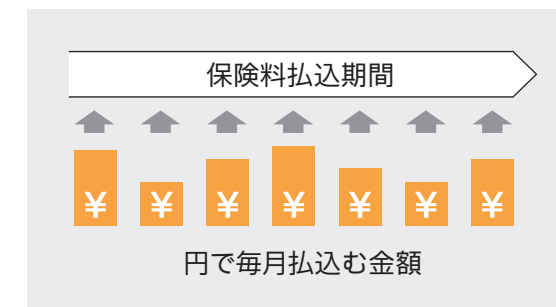
ほけんかんけいひ ■ 保険関係費

契約の締結・維持、死亡保障等に必要な費用です。



ほけんりょうほらいこみきかん ■ 保険料払込期間

月払保険料額を払込む期間のことです。保険料の払込みは「円」で行います。



■ リフティングチャージ

たとえば、国内の米ドル口座から米ドルのまま海外へ送金した際には、為替手数料はかかりません。

こうした両替のない海外送金で銀行が徴収する手数料のことです。